

株式会社石原運輸親睦会規約

第1条 本会は、「株式会社石原運輸親睦会」と称する。

第2条 本会は、株式会社石原運輸（以下「当会社」という。）に勤務する全役職員をもって構成する。

第3条 本会は、会員の親睦、共済ならびにスポーツ、文化活動等を通じて余暇の充実を図り、もって心身の健康の実現と輸送の安全の確保を目的とする。したがって、本会が企画し運営する行事には全員参加を原則とする。

2 本会は、当会社の社業発展と当会社に勤務する全役職員の働きやすい職場づくりや働き甲斐を享受するため、必要に応じてビンゴ大会やボーリング大会、食事会、周年記念事業等の行事を企画し運営する。

3 前項の目的を達成する為、本会は、必要に応じて分科会・部会・実行委員会を組織することができる。

第4条 本会の事務局は当会社の総務部に置き、会計は総務部長がこれを執り行う。尚、総務部長が任命した代務者にこれを行わせることを妨げない。

第5条 本会の役員及び会員は次の通りとする。

1. 役員

代表幹事：1名

幹事：若干名（当会社の運輸健康安全企画会議に常時出席できる個人）

顧問：当会社の代表取締役社長（個人）

2. 会員

会員：当会社に勤務するすべての役職員のうち前号役員以外の個人

特別会員：当会社（法人）

第6条 本会は、前条役員及び会員並びに特別会員の他に、当会社の利害関係者が臨時会員として諸行事に参加するときは、役員の過半数の賛意を以てこれを妨げない。

第7条 代表幹事は、幹事の互選により選出し、本会を代表し会務を執り行う。

2 代表幹事は、当会社の取締役並びに執行役員以外の幹事から選出するものとし、且つ、当会社と従業員との間で締結される協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）とならない。

第8条 役員の任期は1年とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し、重任を妨げないものとする。

第9条 本会の会費は、次の通りとする。

1. 役員：会費として月額1,000円

2. 会員：会費として月額500円

3. 特別会員：会費として月額500円に当会社の役職員の会員数を乗じたもの以上

4. 臨時会員：臨時会費（行事等の際、臨時に決定する）
 5. 寄付金：寄付を受けたもの
 6. 分科会・部に所属する会員：会費として当該分科会・部会で決定した月額
 7. 実行委員会に所属する会員：会費として当該実行委員会で決定した額
- 2 役員及び会員の会費は、給与から協定控除（労働条件通知書兼労働契約書に於いて控除の内容を明示し締結）により徴収し、本会の指定する銀行口座に納入するものとし、原則として徴収した会費の返却は行わない。
 - 3 特別会員たる当社が会費として納入する金額は、当社の会計に於いて運送原価福利厚生費として処理する。

【補足】本会の指定する銀行口座

千葉興業銀行 六実支店 普通預金NO. 1 * * * * *

口座名：株式会社石原運輸親睦会

第10条 会費の使途については、第3条の目的を達成する為の行事を企画し運営する費用の他、当社の就業規則・慶弔金規程第1条第3項に定める慶弔費とする。

第11条 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間をもって収支を計算し、締め後初めて開催される当社の業務連絡会議（全体会議）に於いて、その収支を報告するものとする。なお、分科会・部会等の活動があるときは、本会の収支と明確に区分したうえで、上記と同時にその収支を報告するものとする。

- 2 本会の会計について、必要に応じて当社の契約する顧問税理士に意見を仰ぐことができる。

第12条 本会の規約は、会員の過半数の賛意を以て決議し変更することができる。

- 2 本会の解散には、会員の3分の2以上の賛意を以て決議することを要する。

附 則

第1条 本規約は、2008年5月27日より施行し、代表幹事に* * * * *が就任する。

第2条 本規約第3条の目的を達成する為、2008年5月27日、ゴルフ部を設置し部長に* * *が就任し、同日、ゴルフ部会員の会費を月額1,000円、特別会員の会費を月額1,000円に部員数を乗じたもの以上とした。

【補足】ゴルフ部が指定する銀行口座

千葉興業銀行 六実支店 普通預金NO. 1 * * * * *

口座名：石原運輸親睦会ゴルフ部

第3条 2021年3月27日、代表幹事を改選し、* * * * *が就任した。

以上